

第3章

健康と福祉のまちづくり (保健福祉)

第1節 健康づくりの推進

- 第1項 健康づくり事業の充実
- 第2項 保健サービスの充実

第2節 地域医療体制の充実

- 第1項 医療体制の充実
- 第2項 社会保障の充実

第3節 地域福祉の推進

- 第1項 地域福祉の推進
- 第2項 低所得者福祉の充実

第4節 児童福祉の推進

- 第1項 子育て支援・児童福祉の充実

第5節 高齢者福祉の推進

- 第1項 高齢者福祉の充実
- 第2項 介護保険の充実

第6節 障がい者福祉の推進

- 第1項 障がい者福祉の充実



第3章 健康と福祉のまちづくり (保健福祉)

第1節 健康づくりの推進

第1項 健康づくり事業の充実

◎ 基本方針



町民一人ひとりが自発的な健康づくり活動ができるよう、啓発や活動への支援を図るとともに、健康教育や相談体制の充実と自然を生かした健康づくりを推進します。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ “自分の健康は自分で守る” という認識のもと、健康福祉センターを拠点に各種検診*や健康に関する講座・教室の開催、自主サークルなどを中心とした健康づくり活動により町民の健康志向も高まっています。
- ◆ 町広報紙健康レポートコーナーやホームページ、健康カレンダーなどを通じた啓発とともに、健康づくり活動への支援を推進していますが、さらに充実する必要があります。
- ◆ 平成23年4月に全国で44番目の森林セラピー基地としての認定を受け、森林と清流を活用した森林セラピー事業を展開しています。今後も、町民の健康づくりとしての森林セラピー事業を実施していく必要があります。
- ◆ 生活習慣病の改善や栄養改善など「食」に関わる多くの問題が取りざたされるなかで、講座や教室などの開催により、健全な食生活を実践する「食育」を推進しています。

◎ 施策と事業



1 健康づくり活動の充実

- ◆ すべての町民が、生涯を通じて健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、健康増進計画の目標達成に向けて取り組みます。
- ◆ 生活習慣病予防のため、各種健康づくり事業を進めます。
- ◆ 健康づくり団体の育成及び活動を支援します。
- ◆ 健康福祉センター利用者に向けたサービスの向上を図ります。
- ◆ 森林セラピー体験による健康づくり事業を展開します。

*検診: 病気にかかっているかどうかを調べる検査、診察。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
健康増進計画に基づく各種事業の実施	○	○	○	○	○
健康増進計画の改訂		○			
健康スポーツ大会や各種健康づくり事業の実施	○	○	○	○	○
健康づくり団体の育成支援	○	○	○	○	○
自主サークル活動の支援	○	○	○	○	○
健康福祉センター利用者へのサービスの充実	○	○	○	○	○
森林セラピー体験による健康づくり事業の展開	○	○	○	○	○

2 健康教育、相談等の充実

- ◆ 町民の健康意識の向上を図るため、健康教育の充実を図ります。
- ◆ 気軽に相談できる健康相談体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
健康講座、健康教室の実施	○	○	○	○	○
健康相談の充実	○	○	○	○	○
保健師や管理栄養士の確保	○	○	○	○	○

3 食育の推進

- ◆ 町民一人ひとりが食に関心を持ち、健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、食育推進計画に基づく事業を進めます。
- ◆ 家庭を基本とし、幼稚園、保育園、小学校、中学校、地域、関係団体と連携した食育事業を実施します。
- ◆ 食育に関する講座、教室を開催します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
食育推進計画の推進	○	○	○	○	○
食育推進計画の改訂		○			
食生活改善団体「いくみ会」や「男の料理教室」等の支援	○	○	○	○	○
食育に関する講座・教室の開催	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
健康福祉センターの有効利用率(稼働率)	%	42	50
さくらの湯の年間利用者数	人	約85,000	100,000

第2項 保健サービスの充実

◎基本方針



町民の健康に関する意識の高まりを踏まえ、ライフサイクルに応じた保健活動や推進体制の整備などを充実し、一貫した保健サービスを推進します。

◎現状と課題・必要性



- ◆健康福祉センターを拠点として、年齢に応じた健康診査や各種がん検診、検診受診前後の健康相談などの疾病予防事業のほか、健康づくりに向けた教室の開催やリーフレットの作成などの施策を展開しています。
- ◆社会環境や生活環境の変化による生活習慣病や心の病などの現代病の増加に伴い、個人のニーズやライフサイクルに対応した健康づくりが求められています。
- ◆健康診査や各種がん検診の内容の充実を図るとともに、町民誰もが安心して気軽に健康づくりに取り組める、環境づくりを進めていく必要があります。

◎施策と事業



1 ライフサイクルに応じた保健活動の推進

- ◆受診しやすい環境づくりを進めるとともに、健康診査や各種がん検診の内容を充実させ受診率の向上を図ります。
- ◆健康状態に応じた事後指導の充実を図ります。
- ◆国保データベース(KDB)システム*を活用した保健活動を推進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
健康診査や各種がん検診の充実及び受診勧奨	○	○	○	○	○
受診前後の適切な健康維持管理指導の実施	○	○	○	○	○
KDBシステムを活用した保健活動の推進	○	○	○	○	○

*国保データベース(KDB)システム: 国保・後期高齢者医療・介護保険の診療や健診等のデータを健康づくりや保健指導に活用させるシステム。

2 保健活動推進体制の整備

- ◆健康普及員などと連携した地域ぐるみの健康づくり体制の充実を図ります。
- ◆自宅で療養生活ができるよう在宅医療推進システム構築を検討します。
- ◆医療制度や健康づくりに関する情報をインターネットや各種媒体を活用し発信します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
地域ぐるみの健康づくり体制の充実	○	○	○	○	○
在宅医療推進システムの構築	○	○	○	○	○
インターネットや各種媒体を活用した情報の発信	○	○	○	○	○

3 母子保健事業の充実

- ◆母子の心身の健康のため、訪問指導、健診、健康相談・教育の充実を図ります。
- ◆妊娠、出産、育児に対し母子保健事業の充実を図ります。
- ◆予防接種を勧奨し、子どもの健康を守ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
マタニティマークの配布や妊婦健診費用の補助	○	○	○	○	○
相談や教室、訪問指導の実施	○	○	○	○	○
乳幼児健康診査・予防接種の実施	○	○	○	○	○
出産祝い金・紙おむつの支給	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
がん検診の受診率(厚労省目標)	%	約22	50



第2節 地域医療体制の充実

第1項 医療体制の充実

◎基本方針



安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及・定着や不足診療科目解消、高次医療機関との連携などを図りながら、地域医療体制の強化を推進します。

◎現状と課題・必要性



- ◆町内には一般診療所が4施設、歯科診療所が4施設ありますが、一次診療が中心となっています。一次救急医療は、1市5町で運営する休日急患診療所を開設しています。休日・夜間の二次救急医療は、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されていますが、町民の高齢化や疾病の多様化などにより、救急医療の需要が高まってくると考えられます。
- ◆町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域でのかかりつけ医の定着や不足科目の解消、二次・三次救急医療体制[※]の充実を図っていく必要があります。
- ◆事故などの緊急時の際の初期活動に対応するため、AED（自動体外除細動器）を公共施設等に設置しており、町民を対象とした救急救命講習会も開催しています。今後も、AEDについての普及啓発を進めていく必要があります。

※二次・三次救急医療体制: 二次救急医療は、治療または入院が必要とされる救急患者に対処するもの。三次救急医療は、重篤患者の救命医療にあたるもの。

◎施策と事業



1 医療体制の充実

- ◆身近な地域で、気軽に健康相談や診療などが受けられる地域医療体制の充実を図ります。
- ◆不足診療科目医療機関の開設を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
町立山北診療所の運営	○	○	○	○	○
不足診療科目医療機関の開設促進	○	○	○	○	○

2 救急、災害時医療体制等の充実

- ◆近隣市町、関係機関と連携し救急医療体制を整備します。
- ◆AEDの普及・啓発とともに、救急救命講習会を実施します。
- ◆災害時の医療救護体制の充実を図ります。
- ◆新型インフルエンザ対策等行動計画を策定します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
近隣市町と連携した休日や夜間における救急医療体制の充実	○	○	○	○	○
消防署その他の機関との連携強化	○	○	○	○	○
公共施設等におけるAEDの設置・維持管理	○	○	○	○	○
救急救命講習会の開催	○	○	○	○	○
新型インフルエンザ対策等行動計画の策定	○				

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
救急救命講習会の開催	回	1	2

第2項 社会保障の充実

◎基本方針



すべての町民が健康で安定した生活が送れるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金制度などの社会保障制度の適正な運用を進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆少子高齢化の進行、経済や雇用情勢の低迷などにより、社会保障制度を取り巻く環境は厳しい状況にあります。また、国においては都道府県が国民健康保険の制度運営を担うことを基本とする制度改革も検討されており、町としての確な対応が求められています。
- ◆国民健康保険は、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い医療費の増加が続いており、その運営は大変厳しい状況にあります。安心して医療サービスを受けることができるよう、医療給付費の適正化や保険料の収納率の向上など財政の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ◆後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携して安定した医療保険事業の運営に努めるとともに、高齢者にわかりやすい情報を提供していく必要があります。
- ◆国民年金制度は、老後の生活設計において重要なものであり、年金が受給できない状態とならないよう制度の普及・啓発や加入勧奨を行っていく必要があります。

◎施策と事業



1 国民健康保険の充実

- ◆生活習慣病の予防や早期発見のため、特定健康診査及び人間ドックの受診率向上を図ります。
- ◆医療費の削減を図るため健康づくり事業を進めます。
- ◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・啓発に努めます。
- ◆医療給付費の適正化と保険料収納率の向上を図り、特別会計の財政健全化に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
特定健康診査、特定保健指導の実施	○	○	○	○	○
人間ドック受検費用助成	○	○	○	○	○
ジェネリック医薬品の普及・啓発	○	○	○	○	○

2 後期高齢者医療の充実

- ◆神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し安定的で健全な運営を確保します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
後期高齢者医療制度の普及・啓発	○	○	○	○	○
健康診査受診の啓発	○	○	○	○	○

3 国民年金制度の推進

- ◆広報紙やパンフレットなどにより国民年金制度の普及啓発を行い、年金への加入を勧奨します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
国民年金制度の普及・啓発	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
特定健康診査受診率(人間ドック受検者を含む)	%	29.1	40.0

第3節 地域福祉の推進

第1項 地域福祉の推進

◎基本方針



町民誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることができるよう、町民と行政、社会福祉協議会、ボランティアなどが連携しながら、支え合いや助け合いを基本とする福祉のまちづくりを進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆核家族化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者の増加や日中一人になる高齢者や障がい者が増えています。山北町社会福祉協議会と協力して、地域で支え合い・見守る仕組みを整えるとともに、高齢者が地域社会に関心を持つような活動を進める必要があります。
- ◆町民、民間事業者、行政の相互の協力の下で誰もが安心して安全に住み慣れたところで暮らしていくことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。また、広報紙やパンフレットを活用した福祉意識の啓発活動をはじめ、地域での相談の充実とその活動への支援を進める必要があります。
- ◆地域のつながりを生かした地域福祉の重要性は、高齢化が進む中で増していますが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっています。地域での助け合いなどを含めたボランティア活動の普及や自主的なサークル、NPO等の育成、支援を行うとともに、町民の福祉の心や助け合いの精神から生まれたボランティア活動を推進するために、山北町社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア活動及び団体の育成を図る必要があります。
- ◆団塊の世代が高齢期を迎え、地域活動や社会貢献活動に参加意欲は持っているものの、実際に参加している人はごく一部であり、「地域デビュー」ができていない層の掘り起こしをしていく必要があります。
- ◆災害時における要援護者の安否確認、高齢者の交通事故や消費者トラブルの増加から、地域での安全安心活動をさらに推進する必要があります。

◎施策と事業



1 地域福祉活動の推進

- ◆地域福祉計画に基づく、ひとりでも安心して暮らすことのできる見守り活動を計画的に行います。
- ◆憩いの場としての交流やサロンの開設、支援をします。
- ◆町民一人ひとりのニーズに対応できるよう適正な情報提供に努めます。
- ◆地域でひとりでも気軽に相談しやすい体制の充実を図ります。
- ◆良好な福祉サービスを選択できる仕組みづくりに取り組みます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
地域福祉計画の策定	○				
地域福祉計画の推進		○	○	○	○
小地域サロンの設置促進及び支援	○	○	○	○	○
相談窓口・相談体制の充実	○	○	○	○	○

2 ボランティア活動の促進

- ◆広報紙やボランティア講座等を活用し、ボランティア活動への町民意識の高揚を図ります。
- ◆ボランティアの多様化に対応するよう情報交換や地域連携の体制を強化します。
- ◆団塊の世代等の新たなボランティア層の掘り起こしを強化し、登録制度の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ボランティア情報の提供の充実	○	○	○	○	○
ボランティア活動促進と人材育成支援	○	○	○	○	○
ボランティア登録制度の充実	○	○	○	○	○

3 安全・安心なまちづくりの推進

- ◆災害時要援護者の避難支援制度の充実を図ります。
- ◆身近な地域の中で生活・福祉課題を共有できるように努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
災害時要援護者避難支援制度の充実	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
ボランティアの登録数	人	106	130
交流・小地域サロン設置箇所数	箇所	0	3

第2項 低所得者福祉の充実

◎基本方針



低所得者世帯の社会的・経済的な自立に向けて、関係機関などと連携した生活指導・相談体制を充実するとともに、家庭の経済実情に応じた経済的支援を推進します。

◎現状と課題・必要性



- ◆厳しい雇用情勢による離職者の増加、疾病や障がいなどをはじめとする様々な理由で、社会的・経済的に不安定な生活を余儀なくされた方の健康で文化的な生活を維持するため、相談指導体制の充実や生活保護法の活用による支援などを行っています。
- ◆民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関との連携による相談・指導体制の充実とともに、低所得者世帯の実態を把握しながら、各分野における適切な支援を進める必要があります。

◎施策と事業



1 相談指導体制の充実

- ◆関係機関と連携した生活指導・相談体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
県福祉事務所と連携した相談体制づくり	○	○	○	○	○

2 生活の安定

- ◆生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるよう支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
県福祉事務所と連携した生活保護世帯への支援	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
生活保護受給者の就労開始件数	件	1	2

第4節 児童福祉の推進

第1項 子育て支援・児童福祉の充実

◎基本方針



安心して子どもを育てることができるよう、地域における子育て支援や保育サービスを充実し、子どもの遊び場・居場所づくりなどを整備するとともに、ひとり親家庭への支援などを充実しながら、地域に密着した子育て環境づくりを進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆生活スタイルの多様化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいくなかで、子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきているため、各家庭の子育て機能の低下に対応した地域全体での取り組みによる子育て支援を進める必要があります。
- ◆子育て支援センターを拠点とした相談体制の整備や、民生委員・児童委員協議会による子育て支援ガイドブックの発行、乳幼児家庭学級の実施などの取り組みをさらに充実させ、より地域と一体となって好ましい子育て環境づくりに努めていく必要があります。
- ◆子育て世代の経済的負担の緩和を図るため、小児医療費の中学校修了までの助成制度を継続する必要があります。
- ◆子育て支援施策について調査、審議等を行う機関として設置した「山北町子ども・子育て会議」において、地域の実情に合った事業を展開するための継続的な点検、評価、見直しを行い、山北町の子育て支援施策の充実を図る必要があります。
- ◆幼稚園での預かり保育や保育園における幼児教育の充実などの利用ニーズが高まるなかで、山北町の実情に即した幼稚園と保育園が一体化した幼保連携型認定こども園の整備が求められています。
- ◆子どもたちが放課後などに、安全で安心して過ごすことのできる居場所として、川村小学校の余剰教室を利用して開設した「やまきた児童クラブ」の充実を図るとともに、ふれあいの家、放課後子ども教室との連携を図り、人材の確保を進めていく必要があります。
- ◆ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、ひとり親家庭の抱える問題や悩みなどが深刻化してきており、自立に向けた経済的支援や相談活動に取り組んでいく必要があります。
- ◆要保護児童対策地域協議会*を立ち上げ、児童虐待の防止に向けたネットワークを整えていますが、今後もさらにこの協議会の充実を図り、育児が困難な家庭などへの個別支援対策を進め、児童虐待の未然防止や再発防止を徹底していく必要があります。

*要保護児童対策地域協議会: 虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

◎ 施策と事業



1 地域における子育て支援

- ◆子育て支援ガイドブックを活用し、子育てに関する正しい知識と意識の浸透を図ります。
- ◆子育て支援センターを活用した育児相談や育児サークル活動を支援します。
- ◆子育て支援ネットワークを強化します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
子育てガイドブックの発行支援	○	○	○	○	○
子育て支援センターにおける育児サークル活動等への支援	○	○	○	○	○

2 子育て支援の総合的推進

- ◆安心して子育てができる環境づくりを目指した子ども・子育て支援計画を策定し、計画に基づき取り組みを進めます。
- ◆子育て世代の経済的支援の一環として、小児医療費助成事業を実施します。
- ◆子育て支援センターや保育園を拠点とした子育て支援機能の充実を図ります。
- ◆安心して出産に臨めるよう出産時における経済的支援をします。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
子ども・子育て支援事業計画の策定	○				
子ども・子育て支援事業計画の推進		○	○	○	○
小児医療費助成事業の実施	○	○	○	○	○

3 町民のニーズに対応した保育サービスの充実

- ◆山北町の実情に即し、山北幼稚園とわかば保育園の連携型認定こども園を開設します。
- ◆子育て世代の定住を促進するために乳児保育サービスを拡充するなど、保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。
- ◆保育に係る経済的負担を軽減するため保育料を減額します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
幼保連携型認定こども園の推進		○	○	○	○
保育サービスの充実	○	○	○	○	○
保育料の軽減	○	○	○	○	○

4 遊び場の整備

- ◆森林と清流を生かした公園などの遊び場の整備を図ります。
- ◆子どもの遊び場となる施設の適切な維持管理をします。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
公園等施設の維持管理	○	○	○	○	○

5 子どもの居場所づくりの推進

- ◆安全で安心して子どもが過ごすことのできる学童保育の充実を図ります。
- ◆放課後子どもプランの実施に向けた組織づくりや人材確保に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
やまきた児童クラブの充実	○	○	○	○	○

6 ひとり親家庭への支援

- ◆ひとり親家庭の自立や子育て等に関する相談体制の充実を図ります。
- ◆医療費助成や児童扶養手当の支給、山北町社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸し付けなど各種制度の積極的な活用による生活安定に向けた支援の充実を図ります。
- ◆ひとり親家庭の自立に向け、関係機関と連携・協力した雇用を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
主任児童委員等による相談体制の充実	○	○	○	○	○
児童扶養手当の支給や医療費助成制度の実施による支援	○	○	○	○	○
ひとり親家庭への就業支援	○	○	○	○	○

7 児童虐待の防止

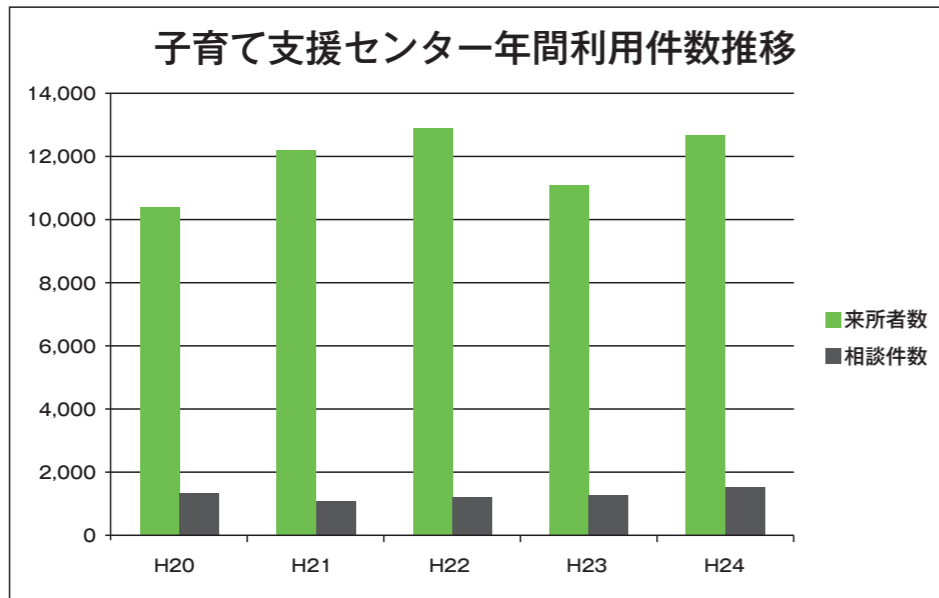
- ◆ 関係機関と連携を図り、支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止に取り組みます。
- ◆ 育児が困難な家庭等への個別支援の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
育児困難家庭への支援の充実	○	○	○	○	○
児童虐待防止対策の充実及び早期発見	○	○	○	○	○
要保護児童対策協議会における要保護児童への支援体制の強化	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
子育て支援センターの年間利用件数	人	12,762	14,000
学童保育参加人数	人	43	50
要保護児童に関する個別ケース検討件数	人	23	20



資料:福祉課

第5節 | 高齢者福祉の推進

第1項 高齢者福祉の充実

◎ 基本方針



高齢者が家庭や地域で生き生きと暮らしていけるよう、生きがいづくりや健康づくり、高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備を進めていくとともに、在宅サービスの充実や地域ケア体制の確立を図ります。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 山北町の65歳以上の高齢者は、平成25年9月現在で3,628人となっており町民の3.17人に1人を占め、その割合も31.46%と神奈川県平均の19.8%(平成22年度)を大きく上回り、これまでと比較しても高齢化が進行しています。
- ◆ 老人クラブや生きがい事業団の育成のほか、やまぶき学級や世代間交流などを通じて高齢者の生きがいづくりと健康づくり対策や外出支援としておでかけ号の運行を実施していますが、今後とも継続して取り組んでいく必要があります。
- ◆ 山間部地域(清水地区、三保地区)の交通利便性が低いことから、高齢者等の生活支援となる新たな移動手段を確保する必要があります。

◎ 施策と事業



1 生きがいと健康づくりの推進

- ◆ 高齢者が安心して暮らせるよう保健、医療、福祉が連携した24時間のケア体制を強化します。
- ◆ 高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防が期待できる老人クラブや生きがい事業団などの活動を支援します。
- ◆ 高齢者が生活に生きがいを持てるよう、世代間交流や高齢者のボランティア活動への参加を促進します。
- ◆ 地域との連携を図り、地域に根ざした生きがいづくりに努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
緊急通報システムや地域包括支援センター*による24時間体制電話相談	○	○	○	○	○
老人クラブへの支援	○	○	○	○	○
生きがい事業団の法人化への支援	○				
高齢者のボランティア活動への参加促進	○	○	○	○	○
生きがいづくりの推進	○	○	○	○	○

2 在宅福祉サービスの充実

- ◆ 地域包括支援センターや事業所、保健師などとの連携強化による地域ケア体制を整備します。
- ◆ 介護保険事業と連携を図り、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
地域包括支援センターによるケア会議の開催	○	○	○	○	○
町広報紙、社協広報紙、老人クラブ等への地域包括支援センターの活動内容の周知	○	○	○	○	○
保健・医療・福祉専門職による多職種会議の開催	○	○	○	○	○
生活支援サービスの充実	○	○	○	○	○

*地域包括支援センター：高齢者に関する相談を受け、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師が共同で、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域の様々な資源（保健・医療・福祉）を活用し、多方面な支援を行う。

3 高齢者の暮らしやすい生活環境の整備・移手段の整備

- ◆ 高齢期を迎えても健康で安心して生活ができるように、高齢者を地域で見守る支援体制の整備をします。
- ◆ 高齢者の移動支援体制の整備をします。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
高齢者の見守り支援体制の充実	○	○	○	○	○
関係機関との連携強化	○	○	○	○	○
高齢者の移動支援体制の整備	○	○	○	○	○

4 高齢者虐待の防止

- ◆ 地域包括支援センターや保健師、民生委員・児童委員との連携を強化し、虐待の未然防止を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
高齢者虐待防止ネットワークの推進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
緊急通報システム貸与台数	台	32	40
高齢者等の移動支援登録者数	人	71	250



第2項 介護保険の充実

◎基本方針



介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の維持・向上とともに、制度の啓発や相談体制の充実を図り、介護保険制度の適正な運用を進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活し続けられるよう、介護予防事業を効果的に推進するとともに、介護サービスの充実やきめ細かい支援体制の整備が求められています。
- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族などからの相談業務や、介護予防ケアマネジメントなどに取り組んでいますが、今後の業務件数の増加を見据え、人員体制や機能を充実する必要があります。
- ◆国の動向として、要支援者向けのサービスを介護保険から市町村事業に移す制度改革が打ち出されており、介護予防事業の見直しや介護ボランティアの育成などを行っていく必要があります。



◎施策と事業



1 制度の啓発と相談体制の充実

- ◆国の制度改革に合わせた高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。
- ◆地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◆広報紙などによる介護保険制度の周知と相談体制を強化します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定	○			○	
地域包括支援センターの運営・充実	○	○	○	○	○
介護保険制度の周知の充実	○	○	○	○	○
窓口での相談体制の充実	○	○	○	○	○

2 介護サービスの質の確保と向上

- ◆要介護認定を行う調査員と介護サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携を強化します。
- ◆住み慣れた地域を離れずに安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスを含めた在宅サービスを整備します。
- ◆介護状態とならないよう介護予防塾等の介護予防事業の充実を図ります。
- ◆介護サービス事業者への指導、連携を強化します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
認定調査員・介護支援専門員の資質向上	○	○	○	○	○
包括ケア会議の開催	○	○	○	○	○
在宅サービスの整備	○	○	○	○	○
介護予防塾・教室の開催	○	○	○	○	○
基本チェックリストによる介護予防対象者把握	○	○	○	○	○

3 健全な財政運営の推進

- ◆介護給付費の適正化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
医療給付データとの突合	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
在宅サービス提供事業者数	箇所	8	10

第6節 障がい者福祉の推進

第1項 障がい者福祉の充実

◎基本方針



町民誰もが地域の中で豊かに生活し地域とのかかわりの中で、自立して過ごせることができるよう、自立活動への支援や生活支援体制の充実を図るとともに、障がいのある方にも安心して住みやすいまちづくりを進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆障がいの発生予防や障がいの重度化を防ぐためには、保健・医療・福祉の総合的施策を推進して、障がいの早期発見、早期対応することが必要です。また、事故や病気の後遺症などによる障がいのある方の増加とともに、障がいの重度化や障がいのある方の高齢化が進んでおり、個々の障がいに応じた対応が求められています。
- ◆障害者計画及び障害福祉計画に基づいて、身体障がい、知的障がい、精神障がいを統一した福祉サービスと町独自の地域生活支援事業を進めるとともに、障がいの早期発見、早期対応などに努めています。また、障がいの状況に応じて福祉サービスや生活支援事業などの充実を図っていく必要があります。
- ◆障がいのある人もない人も、ともに生き生きと生活のできるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン※に配慮した、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

◎施策と事業



1 障がいの早期発見、早期対応

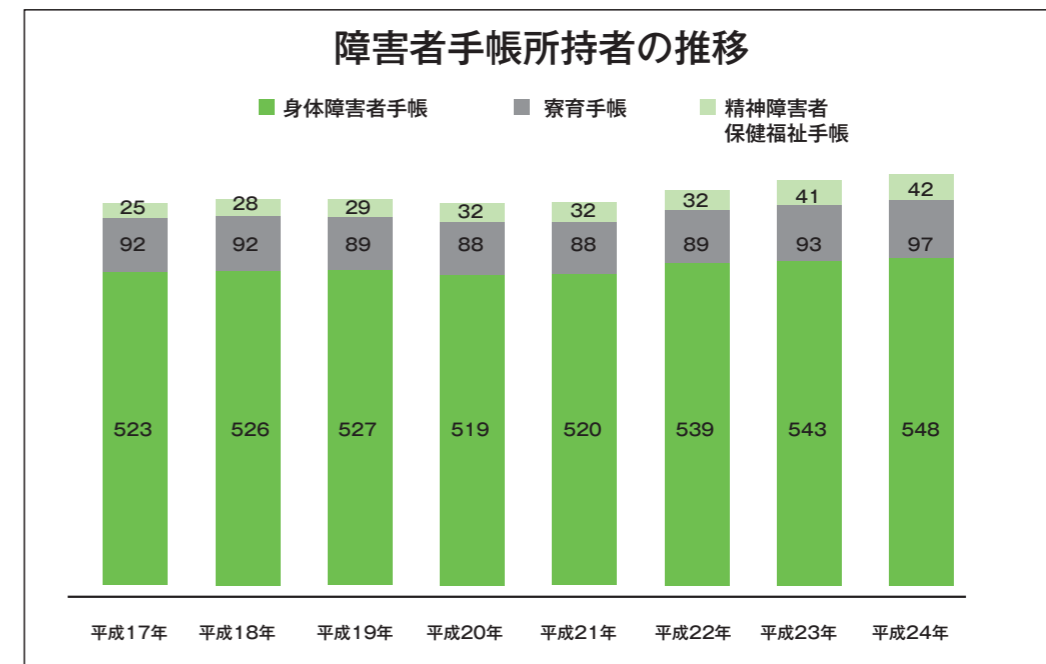
- ◆保健、医療、福祉の関係機関が連携した障がいの早期発見・早期治療体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
妊婦に対する保健指導の充実	○	○	○	○	○
精神保健福祉相談の実施	○	○	○	○	○
療育制度利用の勧奨	○	○	○	○	○

2 生活支援体制の充実

- ◆障がいの状況に応じた適切なサービスの提供と地域での在宅生活を支えます。
- ◆障がいのある人が身近な地域でいつでも相談でき、適切な支援につなげるための相談体制の充実を図ります。
- ◆障がいのある人の特技や能力を生かした就労ができるよう支援体制の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
障がい児者の相談支援体制の充実	○	○	○	○	○
権利擁護の推進及び相談の実施	○	○	○	○	○



資料：福祉課

3 自立活動の支援

- ◆地域のなかで自立した生活のできる環境づくりと社会参加を促進します。
- ◆地域に根ざした生活者として誰もが助け合い、その人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会基盤の整備に努めます。
- ◆ノーマライゼーション*の理念に基づく障がいのある方に対する正しい理解と認識の普及に努めます。
- ◆ユニバーサルデザインによる公共施設や道路、公的施設（公園・駅前広場等）などの整備を実施します。
- ◆災害時に安全・安心に避難できる体制を整えます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
障害福祉計画の策定	○				
障がい者及びその家庭へのフォロー体制づくり	○	○	○	○	○
障がい者雇用の啓発及び働く場の確保	○	○	○	○	○
福祉的就労から一般就労への支援	○	○	○	○	○
地域作業所の運営支援	○	○	○	○	○
住宅などのバリアフリー化の促進	○	○	○	○	○
災害時要援護者台帳の登録推進と活用促進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
グループホームの利用者数	人	9	12
就労支援機関を通じた就労数	人	1	5
成年後見制度の利用数	人	5	10

*ノーマライゼーション：高齢者や障がい者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

第4章

安全安心で住みよいまちづくり

(防災・防犯・生活環境)

第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

- 第1項 交通安全対策の充実
- 第2項 防災対策の強化
- 第3項 消防・救急体制の充実
- 第4項 地域安全対策の充実
- 第5項 安心できる消費生活の確立

第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

- 第1項 人と自然が共に生きるまちづくり
- 第2項 豊かな自然環境の保全
- 第3項 廃棄物の適正処理
- 第4項 環境衛生の向上
- 第5項 快適な環境の創造

第3節 快適な居住環境の整備

- 第1項 良好な住宅環境の構築
- 第2項 上水道の整備
- 第3項 生活排水処理施設の整備
- 第4項 公園・緑地の整備

第4節 土地の有効活用

- 第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

第5節 利便性の高い交通基盤の整備

- 第1項 公共交通機関の充実
- 第2項 幹線道路の整備
- 第3項 生活道路の整備
- 第4項 道路環境の整備



第4章 安全安心で住みよいまちづくり(防災・防犯・生活環境)

第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

第1項 交通安全対策の充実

◎基本方針



町民と行政が一体となった交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設の整備や違法駐車対策など、安全な道路環境づくりを進め、交通安全対策の充実を図ります。

◎現状と課題・必要性



- ◆町内の交通事故の発生状況は減少傾向となっていますが、モータリゼーション^{*}の進展や町民の生活圏の拡大により、自動車等の利用機会が増加しており、より一層の交通安全対策に取り組んでいく必要があります。
- ◆町民の交通安全意識の向上に向けて、山北町交通安全対策協議会をはじめ松田警察署、足柄交通安全協会、山北町交通指導隊などの関係機関と連携を図りながら、交通安全運動や園児や児童、高齢者などを対象とした交通安全教室などによる啓発活動を進めていますが、今後もさらに継続して進めていく必要があります。
- ◆危険箇所におけるカーブミラーやガードレール、見やすい道路標識の設置など、交通安全施設の整備を進めており、さらに危険箇所の改善による交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

^{*}モータリゼーション:自動車社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。

◎施策と事業



1 交通安全意識の向上

- ◆交通安全対策協議会や警察、交通安全協会などと連携した交通安全運動を進めます。
- ◆様々な機会を活用した交通安全教育を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
交通安全関係団体との連携強化	○	○	○	○	○
交通安全運動・啓発活動の充実	○	○	○	○	○

2 交通安全施設の整備

- ◆道路環境を向上させるカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設や交通事故防止啓発看板の整備を進めます。
- ◆見やすくわかりやすい道路標識を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
カーブミラーの設置	○	○	○	○	○
ガードレールの設置	○	○	○	○	○

3 安全な道路環境づくり

- ◆路上駐車や路上への商品陳列、樹木の道路へのはみ出しなどのマナー違反の削減に努めるとともに、マナー向上に向けた啓発に努めます。
- ◆歩行者の安全を確保するため、通学路や歩道などの道路環境の整備を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
マナー違反の削減及び啓発	○	○	○	○	○
通学路などの道路環境整備	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
交通安全運動・啓発活動	回	4	6

第2項 防災対策の強化

◎基本方針



町民の生命・財産を守るため、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、減災に向けた対策の推進を図り、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、自助・共助・公助がそれぞれに連携した地域ぐるみの防災対策の充実を図ります。

◎現状と課題・必要性



- ◆山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然に恵まれた環境を有していますが、急傾斜地や土砂災害警戒区域が多く、大地震や豪雨などによる災害の危険性が高い地域です。
- ◆地域防災計画を見直し、町民の防災意識の向上に向けて防災ハンドブックや防災マップの作成、自主防災組織のリーダーを中心とした防災教育・研修会などを進めています。
- ◆山北町に甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合、町単独での対応が困難と考えられるため、現在近隣市町や県内の市町村、関係機関などと応援協定を締結していますが、様々な協力体制を構築していくために、民間企業なども含めた応援協定の拡充を図る必要があります。
- ◆町民が安全で住み良く、暮らしやすい生活環境の確保を図るため、防災に配慮した土地利用や建物の安全確保などの減災対策を図り、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- ◆災害の未然防止に向けて、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定とともに町民への周知を図りながら、森林の適切な保全と河川などの整備を進めています。町民の安全な暮らしを確保していくために、継続して治山・治水事業を促進していく必要があります。
- ◆ゲリラ豪雨による浸水や冠水を防止するため、雨水計画の見直しを図る必要があります。
- ◆町民の安全安心を確保するため、公共施設等の老朽化に対応した計画的な修繕や維持管理を実施する必要があります。
- ◆総合防災訓練、自主防災組織の育成・強化などに努めていますが、さらにこうした取り組みを進め、町民の防災意識の高揚を図りながら、きめ細かな防災対策を展開していく必要があります。
- ◆自爆テロや弾道ミサイルなどによる武力攻撃、化学物質や細菌による攻撃、感染症などに対する危機管理対策を図る必要があります。

◎施策と事業



1 防災対策の推進

- ◆山間地を多く有する地理的特徴や災害状況を踏まえた地域防災計画に沿った取り組みを進めます。
- ◆業務継続計画(BCP)*に基づく非常時の行政機能の維持を図ります。
- ◆災害時における協力体制の拡充を図るため、民間企業等との応援協定を締結します。
- ◆防災行政無線のデジタル化を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
地域防災計画の推進	○	○	○	○	○
地域防災計画の改訂				○	
業務継続計画(BCP)の推進	○	○	○	○	○
応援協定締結の推進	○	○	○	○	○
防災行政無線のデジタル化の推進		○	○	○	○

2 減災対策の推進

- ◆森林と清流の保全を踏まえた計画的な治山治水事業を促進します。
- ◆急傾斜地崩壊防止工事を促進します。
- ◆地震で被災した建築物の安全性の調査を行う震災建築物応急危険度判定士を育成します。
- ◆地震に強い安全なまちづくりを目指した木造個人住宅の耐震診断を促進します。
- ◆家具の転倒防止事業を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
日向地区、用沢地区急傾斜地崩壊防止工事の促進	○	○	○	○	○
応急危険度判定士の緊急連絡網の作成及び見直し	○	○	○	○	○
耐震診断の推進	○	○	○	○	○
雨水・用水管路の整備	○	○	○	○	○

3 公共施設の老朽化対策

- ◆老朽化が進む公共施設等の計画的な修繕や維持管理などにより、公共施設の長寿命化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
各施設の調査	○				
長寿命化計画(行動計画)の策定	○	○	○		
個別施設の長寿命化計画の策定				○	○
緊急的な修繕・更新への対応	○	○	○	○	○

*業務継続計画(BCP): 大規模災害等の非常事態時に、優先的に継続する通常業務について、当該業務遂行のために必要な人員等の資源を優先的に確保する計画。

4 防災意識の啓発

- ◆ 平常時における防災意識の普及・啓発に努めます。
- ◆ 防災ハンドブック・防災マップを活用します。
- ◆ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を町民に広く周知します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
防災教育・防災研修等の実施	○	○	○	○	○
防災ハンドブックの活用	○	○	○	○	○
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知	○	○	○	○	○

5 自主防災組織等の育成、強化

- ◆ 自主防災リーダーの養成を図るため、防災に関する研修会や防災訓練などを実施します。
- ◆ 災害時の対応に関する防災講習会、防災資機材の整備や要援護者に対する支援など、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- ◆ 福祉施設、学校、消防団などと一体となった防災訓練を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
自主防災リーダー等研修会の実施	○	○	○	○	○
自主防災組織活動への助言や育成・強化	○	○	○	○	○
防災教育・防災訓練の実施	○	○	○	○	○
防災資機材等の整備支援	○	○	○	○	○

6 帰宅困難者対策の充実

- ◆ 災害時における観光レクリエーション客も含めた帰宅困難者への適切な情報伝達や避難誘導対策の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
収容対策・移送対策の構築	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
自主防災リーダー等研修会参加者数	人	30	36

第3項 消防・救急体制の充実

◎ 基本方針



町民の火災や災害への予防意識の向上を図るとともに、的確かつ迅速に対応できる消防力、救急体制の強化を進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 町の消防活動は、県西地域2市5町を担っている小田原市消防本部と14分団から構成される消防団の非常備消防が担っていますが、地形的な特性や広い町域などにより消防活動が困難な地域もみられます。
- ◆ 地域消防の要となる消防団の団員の減少が続いているため、団員の加入促進が課題となっています。そのため、自治会や企業・事業所などの協力を得ながら、団員の確保に努める必要があります。
- ◆ 救急体制は、消防と同様に広域における体制が確立されていますが、出動件数は増加してきていることから高規格救急車の配置や救急救命士の育成、ドクターヘリの活用などによる高度救急体制の強化を図っています。今後もこうした体制の強化を継続して進めていくとともに、AED(自動体外除細動器)を活用した救急救命講習会などを開催し、応急手当の知識の普及に努めていくことが重要になります。

◎ 施策と事業



1 消防力の強化

- ◆ 常備消防の近代化や消防団との連携を強化します。
- ◆ 消火栓や防火水槽などの消防水利を増設し強化します。
- ◆ 消防団協力事業所制度の活用など町ぐるみによる消防団員の確保に努めます。
- ◆ 地域の実情に合わせた消防分団のあり方を検討します。
- ◆ 消防団の装備の更新や消防機器を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
小田原市消防本部と町消防団の連携強化	○	○	○	○	○
消防水利の維持・整備	○	○	○	○	○
消防団員の確保	○	○	○	○	○
消防分団のあり方の検討	○	○	○	○	○
消防車両等の更新	○	○	○	○	○

2 火災の未然防止

- ◆自治会などが実施する消火訓練等を積極的に支援します。
- ◆防火チラシの配布等による火災予防意識の普及・啓発に努めます。
- ◆小田原市消防本部や自主防災組織などと連携した消火訓練を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
自主防災活動支援	○	○	○	○	○
火災予防意識の普及・啓発	○	○	○	○	○
林野火災訓練の促進	○	○	○	○	○

3 救急体制の強化

- ◆高度医療に対応した救急救命体制を強化します。
- ◆医療機関との連携強化により救命率の向上を図り、救急医療体制の充実を図ります。
- ◆関係機関と連携し町民に対する応急手当の知識の普及活動を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ドクターヘリの活用	○	○	○	○	○
備蓄救急医療品の更新	○	○	○	○	○
救急救命講習会の開催	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
消防団員の確保	人	197	218



第4項 地域安全対策の充実

◎ 基本方針



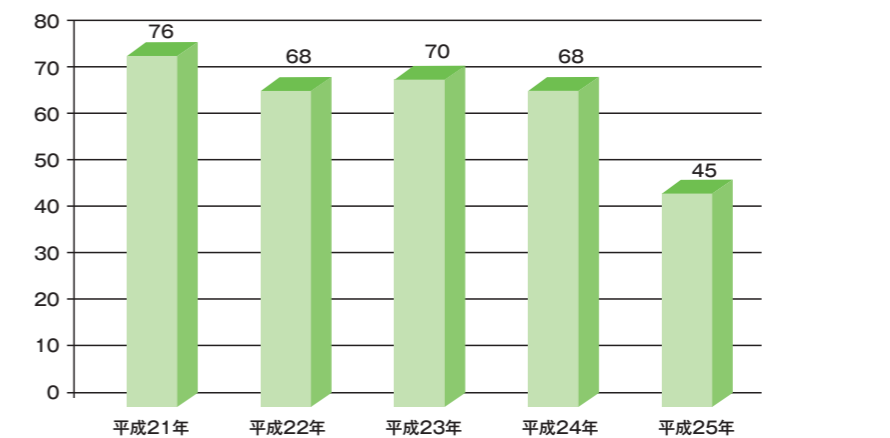
地域ぐるみによる防犯活動や防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯の設置支援を進め、犯罪のない安全なまちを目指します。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆町民のライフスタイルの多様化に伴い、地域における町民相互の交流や連帯感が希薄化し、地域ぐるみの防犯機能が低下してきているほか、近年の犯罪の低年齢化や悪質な振り込め詐欺などの犯罪も増加の傾向にあります。
- ◆地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守る「こども110番の家」の登録や防犯指導隊による夜間の防犯パトロールなどのほか、児童の通学時における連合自治会などによるパトロールや交差点での安全確保など、地域ぐるみの防犯活動が展開されています。
- ◆地域による防犯活動を継続的に実施していくとともに、町民の一人ひとりが防犯意識を高め、誰もが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを進めていく必要があります。

山北町犯罪発生件数



資料：総務防災課

◎ 施策と事業



1 地域防犯活動の充実

- ◆警察署や防犯関係団体と協力して、安全で安心な住みよいまちづくり条例に基づく犯罪の防止や防犯意識の向上を目指した啓発活動の充実を図ります。
- ◆地域防犯連絡所の見廻り強化や子どもを犯罪から守る運動を強化します。
- ◆犯罪を未然に防止する地域防犯体制を育成します。
- ◆誘拐やネット犯罪等から子ども達を守るための防犯教室を開催します。
- ◆防災行政無線放送やあんしんメールを活用して犯罪情報等を随時配信します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
防犯指導隊活動の推進	○	○	○	○	○
防犯意識の普及・啓発	○	○	○	○	○
こども110番の家の実施	○	○	○	○	○
地域防犯体制の育成・強化	○	○	○	○	○
防犯教室の開催	○	○	○	○	○
犯罪情報等の配信	○	○	○	○	○
あんしんメールの運用及び普及	○	○	○	○	○

2 防犯灯の整備

- ◆夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯灯の計画的な設置を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
防犯灯LED化の促進	○	○	○	○	○
防犯灯設置助成	○	○	○	○	○
防犯灯消耗品交換助成	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
こども110番の家への登録	件	556	600
あんしんメールへの登録	件	2,375	3,000

第5項 安心できる消費生活の確立

◎ 基本方針



豊かで安心できる生活を送れるよう、消費者教育の充実を図りながら、消費者意識の啓発を進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆消費者ニーズの多様化やインターネットなどの急速な普及に伴って、様々な商品が流通することにより、商取引におけるトラブルも多様化・複雑化してきています。
- ◆消費生活の講習会の開催や冊子の配布、関係機関からの広報紙などを通じて消費者教育を進めており、今後とも継続して進めていく必要があります。

◎ 施策と事業



1 消費者教育の推進

- ◆PL法*やクーリング・オフなど消費者問題に関する学習機会を確保します。
- ◆消費生活に関する情報の収集や提供の充実を図ります。
- ◆県及び近隣市町と連携した広域的な相談体制を整備します。
- ◆基金や交付金を活用した啓発活動を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
近隣市町による消費者相談行政の推進(広域)	○	○	○	○	○

2 消費者団体の支援

- ◆消費者団体等の設立を促進し、自主活動を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
消費者団体等の設立促進と支援	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
消費者団体等の設立への支援	件	0	1

*PL法: 製造物責任法の略称。製造物の欠陥等により製造物の使用者が受けた損害に対して、製造者が被害者に対して負う損害賠償について定めた法律。

第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

第1項 人と自然が共に生きるまちづくり

◎基本方針



人と自然との共生を基本として、自然にまつまれた市街地とその周辺が相互に調和しながら、自然や文化・歴史などの地域資源を活用し、環境にやさしいまちづくりを計画的に進めます。

森林と清流のまちとしての特性を生かし、身近な生活環境を通じて環境学習を進めるとともに、独自の地球温暖化防止対策などに取り組み、地球的視野に立った、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。

◎現状と課題・必要性



◆市街地は、山北駅を中心とした既成市街地と南部の市街地から形成されており、その周辺の山の緑や酒匂川の水辺などの自然豊かな環境や資源を生かした魅力あるまちづくりが求められています。

◆町の玄関口となる山北駅の周辺地区では、健康福祉センター・生涯学習センターなどの施設の整備により、町の中核拠点としての機能を高めています。周辺の豊かな自然や歴史などの地域資源のネットワークを形成するとともに、東山北駅の周辺地区とあわせて、賑わいの創出や生活利便の強化を図りながら、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

◆有効な土地利用を推進するため自然環境と調和した良好な市街地の形成を進めており、今後も計画的な土地の有効活用を推進していく必要があります。

◆地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化するなか、世界各国での異常気象による風水害等の被害が拡大しており、環境保全対策への一層の取り組みが町民、事業者、行政それぞれに求められています。

◆森林と清流のまちとして、山北町環境基本条例に基づく環境基本計画^{*}や新エネルギービジョン^{*}に加え、“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン^{*}”を策定し、各種の取り組みを行うとともに、ハイブリッド型街灯^{*}の設置や県生活環境保全条例に基づき企業・事業所への指導などを進めています。

^{*}環境基本計画：環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくとともに、山北町総合計画の目指す町の将来像の実現を図るための環境に関する基本的な計画。

^{*}新エネルギービジョン：環境への負荷も少なく、利用し続けても枯渇することがない新エネルギーを活用するためにまとめた町の将来構想計画。

^{*}ストップ・温暖化やまきたアクションプラン：町が自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制や削減などについて、対象エリアと計画期間を設定し、定めた率先行動計画。

^{*}ハイブリッド型街灯：太陽光・風力発電によるエネルギー発生技術・製品を組み合わせることで、効率的なエネルギーの運用ができる街灯。

◆環境にやさしい生活スタイルの普及や環境保全対策への取り組み、自然エネルギーの活用などをさらに進め、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指していく必要があります。

◎施策と事業



1 都市計画の推進

- ◆都市マスタープランに基づく計画的な都市計画事業を推進します。
- ◆用途地域の見直しを踏まえた土地の有効利用を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
都市マスタープランの推進・進行管理	○	○	○	○	○
用途地域の設定相談	○	○	○	○	○

2 環境にやさしいまちづくりの推進

- ◆環境基本計画に沿った環境にやさしいまちづくりを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
環境基本計画の推進	○	○	○	○	○

3 地球温暖化防止対策の推進

- ◆地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”に基づく取り組みを行います。
- ◆公共施設における省エネルギーに取り組みます。
- ◆町民及び事業者が省エネルギーに努めるよう啓発活動を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
地球温暖化防止実行計画“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”の実践	○	○	○	○	○

4 新エネルギー導入の推進

- ◆新エネルギービジョンに基づいた特色ある事業を展開します。
- ◆個人住宅向け太陽光発電システムの設置補助を行うとともに、公共施設への太陽光発電システムの設置を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ハイブリッド型街灯の整備	○	○	○	○	○

5 環境教育の推進

- ◆ 町内の小学生がごみの分別やリサイクル等ごみの行方について学習する機会をつくります。
- ◆ 環境教育に取り組むため、町内中学生に環境白書を配布します。
- ◆ 幼稚園、保育園、小学校、中学校で園児・児童・生徒及び保護者に対して緑化推進(緑のカーテン)や廃油を利用した石鹸作りなどの環境学習を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
町内小学生の足柄西部環境センター見学会の実施	○	○	○	○	○

◎ 指標

指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
ハイブリッド型街灯の整備	基	46	56
公共施設への壁面緑化の実施	箇所	3	5



第2項 豊かな自然環境の保全

◎ 基本方針

森林のもつ多様な機能への理解を深め、水源の森林づくりをとおして豊かな自然環境を保全するとともに、河川、湖沼などの水質の保全や生態系に配慮した河川等の整備、親水空間の創出を推進します。

◎ 現状と課題・必要性

- ◆ 町土の約9割を占める森林は、水源林として水を蓄え、豊かでおいしい水を安定して供給する機能や貴重な野生動物の生息の場、首都圏の観光レクリエーションの場などの多様な機能を有しています。
- ◆ 水源林としての森林整備や合併処理浄化槽の整備などの水源環境保全対策をはじめとして、広く県民の参画による水源の森林づくりに取り組んでいます。さらに町民はもとより、町に関わる人々に森林の持つ機能への認識を深め、森林と清流の環境を守り育む取り組みを充実していくことが重要になっています。
- ◆ 町内には酒匂川をはじめ9本の二級河川と丹沢湖があり、護岸の整備や河床の低下対策、丹沢湖の堆積土砂浚渫などを促進しています。今後もこうした対策をさらに進めるとともに、身近な水辺環境の整備や水質の保全に関わる諸施策などを実施していく必要があります。

◎ 施策と事業

1 水源の森林づくりの推進

- ◆ 豊かでおいしい水をつくり出す水源林としての森林整備を行います。
- ◆ 多様な自然環境の保全に配慮した森林づくりを実施します。
- ◆ 県民参加による水源の森林づくりを進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
私有林への支援や公的管理などによる森林の機能回復	○	○	○	○	○
森林の多面的機能のPR	○	○	○	○	○
町民の緑化活動の支援	○	○	○	○	○

2 野生動物の保護

- ◆野生動物のための緑の回廊*の整備と保護をします。
- ◆ニホンジカによる農作物被害の防止を図るため、県が定めた計画に基づき管理捕獲と有害駆除を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
管理捕獲と有害駆除の調整	○	○	○	○	○

3 河川整備の推進

- ◆河川整備計画の策定と護岸、河床などの整備を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
塩沢地区町管理区域の改修(町・中日本高速道路)			○	○	○

4 小川、河川、湖の環境整備

- ◆水底に堆積した土砂や岩石を取り除き、河川の流路を確保します。
- ◆丹沢湖に堆積した土砂の取り除きを促進します。
- ◆河川利用者のマナーの徹底を呼びかけ普及・啓発に努めます。
- ◆地下水保全対策事業を実施します。
- ◆生態系や自然環境に配慮した水路整備を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
丹沢湖土砂浚渫	○	○	○	○	○
足柄上地区地下水モニタリング事業の実施	○	○	○	○	○
環境配慮型水路整備	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
森林ボランティア参加人数	人	20	50

*緑の回廊: 野生動物の移動経路であり、人工的に造られたもの。

第3項 廃棄物の適正処理

◎ 基本方針



ごみの分別収集や減量化、再資源化などとともに、ごみ処理の広域化を図りながら、資源循環型社会づくりを進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆山北町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めます。
- ◆これまでの大量生産・大量消費の経済社会は、天然資源の枯渇、廃棄物の増大などの様々な問題の要因となっています。
- ◆循環型社会の実現に向けて、ごみの発生を抑えるとともに、町民や企業・事業所、行政が一体となって再利用、再資源化に取り組んでいく必要があります。
- ◆広報紙やホームページなどによる啓発活動を進めながら、可燃ごみをはじめ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル品のほか、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやトレーの回収を実施するとともに、家庭用コンポストなどの設置へ助成を行い、ごみの減量化と再資源化に取り組んでおり、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- ◆足柄上地区における資源循環型処理施設整備の実現を図るため、1市5町の連携によるあしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議において、ごみ処理の広域化についての検討を進めています。



◎ 施策と事業



1 分別収集の推進

- ◆ 山北町一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づき分別収集を行います。
- ◆ 町民や民間事業所へのリサイクルの普及・啓発を進めます。
- ◆ 資源循環型社会づくりを進めるため、リサイクル活動を支援します。
- ◆ 町民リサイクルマーケットを促進します。
- ◆ ごみの減量化と生ごみの堆肥化等を進めるため、家庭用コンポストや生ごみ処理機設置への助成を行います。
- ◆ 各種団体による資源回収活動への助成を行います。
- ◆ 家庭用天ぷら油の廃油などの活用方法を調査します。
- ◆ 3R*（リデュース・リユース・リサイクル）を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
容器包装リサイクル法によるペットボトル・プラスチック等の資源ごみの回収	○	○	○	○	○
古着・古紙等の回収	○	○	○	○	○
リサイクルマーケットの実施	○	○	○	○	○
家庭用コンポストや生ごみ処理機への助成金の支給	○	○	○	○	○
アルミ缶等の資源回収団体への助成	○	○	○	○	○

2 ごみ処理広域化の推進

- ◆ ごみ処理の広域化計画に基づき近隣市町と連携して資源循環型処理施設の整備を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
足柄上地区において資源循環型処理施設の整備を検討	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
再資源減量化推進団体奨励金対象数量	kg	70,000	90,000
廃棄物の排出数量	t	4,066	3,867

*3R: リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(ごみの再生利用) の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え。

第4項 環境衛生の向上

◎ 基本方針



町民誰もが快適に暮らせるよう、不法投棄の防止や有害虫の駆除、ペットの飼主マナー向上対策などの環境衛生活動を進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 山北町は森林と清流のまちとして豊かな自然環境を有していますが、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄が多く深刻な問題となっています。
- ◆ 自動車リサイクル法*や家電リサイクル法*、PCリサイクル法*の施行に伴い、自動車部品等の再資源化が進む一方で、廃棄自動車や廃棄家電製品等の不法投棄の増加が目立ってきています。
- ◆ 観光客のマナー向上の促進のため、広報紙やホームページ、クリーンキャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーンなどによる啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら不法投棄などに対するパトロールを強化しています。さらに、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- ◆ ペットの飼主のマナー向上に向け、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を実施していますが、さらに継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。



*自動車リサイクル法: 使用済み自動車(廃車) から出る部品を回収してリサイクルもしくは、適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務付けた法律。

*家電リサイクル法: 「特定家庭用機器再商品化法」の通称。廃棄物を減らし資源の有効活用を促すため廃棄される家電製品のリサイクル(再生利用・再商品化) について定めた法律。

*PCリサイクル法: パソコンやディスプレイの回収と再資源化をメーカーに義務付けた法律の通称。

◎ 施策と事業



1 不法投棄の防止

- ◆ 関係機関による不法投棄監視員制度を活用した不法投棄防止パトロールを実施します。
- ◆ 森林と清流を保全する不法投棄防止の啓発活動を実施するなど、不法投棄を抑制する環境づくりを進めます。
- ◆ 豊かな自然環境を守るため、関係機関と連携したクリーンキャンペーンや啓発活動を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
看板の設置及びパトロールの実施	○	○	○	○	○
丹沢大山・酒匂川・町内統一クリーンキャンペーンの実施	○	○	○	○	○

2 有害虫の駆除

- ◆ ヤマビル等の有害虫の駆除対策を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ヤマビル駆除剤の配布	○	○	○	○	○

3 ペットの飼主マナー向上対策の充実

- ◆ 動物愛護思想の普及を図ります。
- ◆ 飼主のマナー向上にむけた啓発活動に努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
マナー看板の配布や広報紙による啓発	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
不法投棄防止パトロールの実施回数	回/月	2	4

第5項 快適な環境の創造

◎ 基本方針



公害の未然防止に努めるとともに、環境学習や環境問題に対する啓発活動を推進し、快適な環境づくりを進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 快適な環境づくりに向けて、各種団体による花壇整備などの花いっぱい運動や環境美化運動が展開されていますが、さらに全町域にこうした運動を広げていくことが重要です。
- ◆ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、町内の事業所に対して指導や監視、観測などを実施し、公害の未然防止に努めており、継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- ◆ 環境問題に理解を深めるため、イベント会場でごみの分別を行い、環境・衛生ブースを設け環境啓発に努めています。町民・事業者・町が一体となって快適な環境づくりを進める必要があります。

◎ 施策と事業



1 環境問題に対する指導、啓発

- ◆ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所の監視活動及び指導等を実施します。
- ◆ 野焼きの禁止など生活環境問題について、広報紙への掲載等による啓発活動に努めます。
- ◆ 花壇の整備等、花いっぱい運動など環境美化運動を支援します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
町、県合同による事業所への立入検査の実施(町・県)	○	○	○	○	○
地域の身近な公園・緑地等に草花を植栽する各種団体への苗木等の支給	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
花いっぱい運動推進団体へ苗木等の支給	団体	20	22

第3節 | 快適な居住環境の整備

第1項 良好な住宅環境の構築

◎ 基本方針



豊かな自然環境と調和した良好な住宅地の開発・誘導や町営住宅の整備を図りながら、定住につながる良好な住宅環境づくりを進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆新たな住宅地等の開発に対しては、開発指導要綱に基づいて適正な指導を進めています。
- ◆岸、向原地区などに用途地域・地区計画を指定し、大型店舗や工場等の立地に合わせて、定住の受け皿として住宅供給地の整備を進める必要があります。
- ◆土地利用計画に基づき、既存市街地に点在する空地などの未利用地の利用や、特定地域の利用検討ゾーン・利用検討ゾーン予定地の土地利用転換を図りながら、良好な住宅地の確保に努めていく必要があります。
- ◆都市計画区域外の集落地では、自然豊かな森林と清流の保全と調和に配慮しながら、適切な整備を図っていく必要があります。
- ◆町営住宅は、住宅マスタープランに基づき、中堅所得者住宅の建設や老朽住宅の用途廃止などを進めていますが、さらに計画的な建て替えや用途廃止などを適正に進め、高齢者や障がいのある方、若者・中堅所得者層などに対応した施設整備が求められています。

◎ 施策と事業



1 住宅地の整備

- ◆住宅マスタープランに基づく住宅や道路整備などの都市基盤整備を進めます。
- ◆東山北 1000 まちづくり基本計画*などに基づき、民間活力を活用した住宅開発や基盤整備を適切に誘導・促進します。
- ◆未利用地や公有地の宅地化を進めます。
- ◆住宅地域を中心とした道路整備や、オープンスペースの確保によるゆとりある居住環境の形成を図ります。
- ◆子どもから高齢者まで便利で快適な住環境の整備を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
住宅マスタープランの進行管理及び整備推進	○	○	○	○	○
未利用地や公有地の住宅化推進	○	○	○	○	○
民間活力を活用した水上・尾先地区等の住宅開発の促進	○	○	○	○	○

2 町営住宅の整備

- ◆住宅マスタープランに基づく計画的な事業を実施します。
- ◆P F I等の民間活力を活用した町営住宅の再編整備を行います。
- ◆老朽化した町営住宅の建て替えや用途廃止を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
町営住宅の再編事業の推進	○	○	○	○	○
民間活力を活用した町営住宅の整備推進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
民間活力を活用した住宅整備	戸数	0	50

*東山北 1000 まちづくり基本計画:東山北駅周辺の魅力づくりを推進するもので、重点整備地区の原耕地地区などの4地区を中心に、具体的なまちづくりの取り組みを示した計画。キャッチフレーズは「東山北に1,000人の人口増加を目指す」。

第2項 上水道の整備

◎基本方針



水質や水量の確保、水道施設の整備、管理体制の強化を図りながら、町民が安心して利用できるおいしい水の供給を進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆上水道は、水道事業計画に基づき計画的な事業運営を図りながら安定した水を供給しています。
- ◆町民への安全でおいしい水の安定供給に向けて、水道管布設替え事業、計装機器類等の整備など、計画的に施設の整備や更新を進めていく必要があります。
- ◆水質基準を満たした水質を確保するとともに、上水道に関する情報を発信しています。
- ◆給水人口等の減少に伴い、適正な料金改定等を検討する必要があります。

◎施策と事業



1 水質の確保

- ◆適切な浄水処理と給配水過程における水質保全を図り、安心して飲める水の供給及び確保をします。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
水源整備による水質の確保	○	○	○	○	○
適切な維持管理による水質の保全	○	○	○	○	○

2 水量の確保

- ◆水源の確保と配水池の整備を拡充します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
水源及び配水池の整備・拡充	○	○	○	○	○

3 水道施設の整備

- ◆計画的に老朽化した水道施設の整備を実施します。
- ◆町営水道以外の水道施設の整備を支援します。
- ◆新東名高速道路建設に伴い、皆瀬川水源取水施設の整備を実施します。
- ◆水道施設耐震化調査等を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
老朽施設の整備更新	○	○	○	○	○
地区水道等への支援	○	○	○	○	○
皆瀬川水源取水施設の整備	○	○	○	○	○
丸山配水池、皆瀬川浄水場の耐震化調査及び整備	○	○	○	○	○

4 管理体制の強化

- ◆浄水場や配水池における水質管理や水量等の中央集中監視システムの拡充・更新を行います。
- ◆水道施設維持管理の民間委託を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
テレメーター装置 [*] の拡充・更新	○	○	○	○	○
浄水場維持管理の民間委託推進		○	○	○	○

5 町民サービスの向上

- ◆安全で安心な飲料水であることを周知するため、水質検査等の情報を提供します。
- ◆営業基盤の強化のため、経営の効率化を図ります。
- ◆経営の健全化を図るため、料金改定等の検討を行います。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
水質検査結果や水道事業啓発等を広報紙で周知	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
テレメーター子機更新	箇所	1	6

※テレメーター装置：各水道施設情報を電話回線を使用し監視する装置。

第3項 生活排水処理施設の整備

◎基本方針



公共下水道や合併処理浄化槽の整備など、地域の特性に合った効率的な事業を進めながら、衛生的で快適な環境づくりを目指します。

◎現状と課題・必要性



- ◆下水道は、豊かな森林と清流を守り、公共用水域の水質の保全・維持を進めることにより、町民の衛生的で快適な住環境を確保していく上で重要な役割を果たす施設です。
- ◆生活排水処理基本計画に基づき、市街地及びその周辺地域では酒匂川流域公共下水道と連結した公共下水道の整備を進めるとともに、丹沢湖集水域では高度処理型合併処理浄化槽の整備事業などを進めています。
- ◆地域の特性に応じて、下水道計画区域外での合併処理浄化槽設置事業などを計画的に進めていく必要があります。
- ◆し尿処理施設の1市5町による広域化処理体制を維持していく必要があります。

◎施策と事業



1 公共下水道の整備

- ◆計画的に汚水・雨水の排水対策を実施します。
- ◆供用区域内の接続率の向上を図ります。
- ◆長寿命化計画を策定し下水管路の調査を行い、老朽管の更新整備を計画的に実施します。
- ◆経営の効率化を図るため、公営企業法の適用を検討します。
- ◆経営の健全化を図るため、料金改定等を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
汚水管路整備	○	○	○	○	○
広報紙や個別訪問等による下水道接続の促進	○	○	○	○	○
下水道施設の長寿命化計画策定及び整備		○	○	○	○
公営企業法適用の検討	○	○	○	○	○

2 合併処理浄化槽の整備

- ◆水源環境保全のため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ◆高度処理型合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
水洗化を促進するための補助	○	○	○	○	○
合併処理浄化槽の整備促進・普及啓発	○	○	○	○	○
高度処理型合併処理浄化槽設置事業の計画的な推進	○	○	○	○	○
安定運営のための料金等の見直し検討	○	○	○	○	○

3 し尿処理の適正化

- ◆くみ取りから水洗トイレへの改修を促進します。
- ◆広域で実施しているし尿処理施設の維持補修を実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
水洗化への改修促進	○	○	○	○	○
足柄上衛生組合への運営負担	○	○	○	○	○

◎指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
公共下水道水洗化率	%	83.8	85.0
高度処理型合併処理浄化槽の整備数	基	111	130



第4項 公園・緑地の整備

◎基本方針



森林と清流の豊かな自然環境を生かし、町民誰もが憩える場となる身近な公園から地域の特性を生かした歴史公園、緑地などの整備を進めます。

◎現状と課題・必要性



- ◆山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、自然環境保全地域などが指定され、豊かな自然環境が守られています。
- ◆市街地における都市公園の整備など、町民にとっての身近な憩いの場づくりを進めてきています。
- ◆今後も、都市計画マスタープランや緑の基本計画*に基づき、町民の身近な街区公園をはじめとして河村城址歴史公園の整備及び山北つぶらの公園（仮称）の整備促進を進めていく必要があります。

◎施策と事業



1 住区基幹公園の整備

- ◆緑の基本計画などに基づき計画的に住区基幹公園を整備します。
- ◆積極的な緑地の保全による憩いの空間づくりに努めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
住区基幹公園整備の推進	○	○	○	○	○

2 河村城址歴史公園の整備

- ◆河村城跡史跡の公園整備を計画的に進め、町民が憩える場所を創出します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
河村城址歴史公園整備の推進	○	○	○	○	○

3 山北つぶらの公園（仮称）の整備促進

- ◆山北つぶらの公園（仮称）の整備を促進し、町民が憩える場所を創出します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
山北つぶらの公園（仮称）の整備促進	○	○	○	○	○

*緑の基本計画：緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

第4節 土地の有効活用

第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

◎基本方針



均衡ある町土の発展を目指し、さらなる「定住対策」と「産業振興」を展開し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、土地利用の計画的な推進を図ります。

◎現状と課題・必要性



- ◆森林と清流のまちとして、豊かな自然と調和した地域の活性化を目指して、（改訂）第2次土地利用計画に基づき、「定住対策の推進」と「自然環境の保全・活用」を基本方針と定め、土地利用に関する基本条例を適切に運用しながら、計画的な土地利用を進めています。
- ◆（改訂）第2次土地利用計画の成果と近年の動向を踏まえ、さらなる定住対策と産業振興を図るためには、住宅供給、企業誘致、観光振興、地域の拠点づくりの4つを柱として、各地域において、土地利用施策を展開する必要があります。
- ◆現在策定中の第3次土地利用計画では、「自然と地域性を生かし、住み、遊び、働ける活力あるまちづくり」をコンセプトとし、計画的な土地利用を図ることにより、各地域で「まちづくり」を展開し、町民、企業、行政が連携することで、各地域のバランス良い発展と地域活力の向上を目指しています。
- ◆計画的な土地利用を図るため町内を5つのエリアに区分し、エリアごとの特性や土地利用施策の動き、周辺環境の変化を踏まえ、具体的な事業展開を図ることで、町内に点在する魅力ある「拠点」の整備を進め、各エリアの魅力を高める必要があります。

◎ 施策と事業



1 総合的、計画的な土地利用の推進

- ◆ 第3次土地利用計画を策定し、計画的な土地利用を進めます。
- ◆ 市街地や周辺地域、中山間地域、自然公園地域の特性を生かした都市基盤整備を図ります。
- ◆ 地籍調査を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
第3次土地利用計画の策定	○				
第3次土地利用計画に基づく計画的な土地利用の推進		○	○	○	○
土地利用に関する基本条例の適正な運用	○	○	○	○	○
国、県の各種補助制度を活用した都市基盤整備の推進	○	○	○	○	○
地籍調査事業の推進	○	○	○	○	○

2 定住・生活・就業拠点創出エリアの整備

- ◆ 山北、岸、向原地区の市街地を中心としたエリアは、住宅の誘導とともに就業と生活拠点としての整備を進め、山北町の生活拠点エリアとして、さらなる機能の充実を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
計画的な住宅基盤整備の促進	○	○	○	○	○
丸山地区、平山工業団地への企業誘致の推進	○	○	○	○	○
河村城址歴史公園・洒水の滝周辺整備の推進	○	○	○	○	○
山北駅、東山北駅周辺整備の推進	○	○	○	○	○

3 広域交流ゲート・産業振興エリアの整備

- ◆ 清水地区を中心としたエリアは、新東名高速道路の整備と関連したスマートインターチェンジの実現化に向けた取り組みを推進するとともに、砂利採取跡地や小中学校跡地の有効な活用を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
広域交通拠点整備の推進	○	○	○	○	○
砂利採取計画の促進	○	○	○	○	○
砂利採取跡地利用計画の検討			○	○	○
清水小・中学校跡地活用の推進	○	○	○	○	○

4 山里定住交流環境形成エリアの整備

- ◆ 高松地区を中心とした畜産などの農業エリアは、集落と市街地を結ぶアクセスなど地域の生活利便性の向上を図るとともに、産業基盤の整備や観光交流を行い、農業集落の活性化を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
高松山・向原山基盤整備の推進	○	○	○	○	○
高松地区アクセス道路整備の推進	○	○	○	○	○
高松分校跡地活用の推進	○	○	○	○	○

5 自然共生型定住・観光エリアの整備

- ◆ 共和地区を中心とした山間エリアは、大野山や山北つぶらの公園（仮称）を中心に観光拠点として整備するとともに、つぶらの公共用地を活用して住宅や企業誘致を図ります。
- ◆ 共和小学校跡地を都市との交流や生涯学習の拠点施設として整備を進め、地域の活性化を図ります。

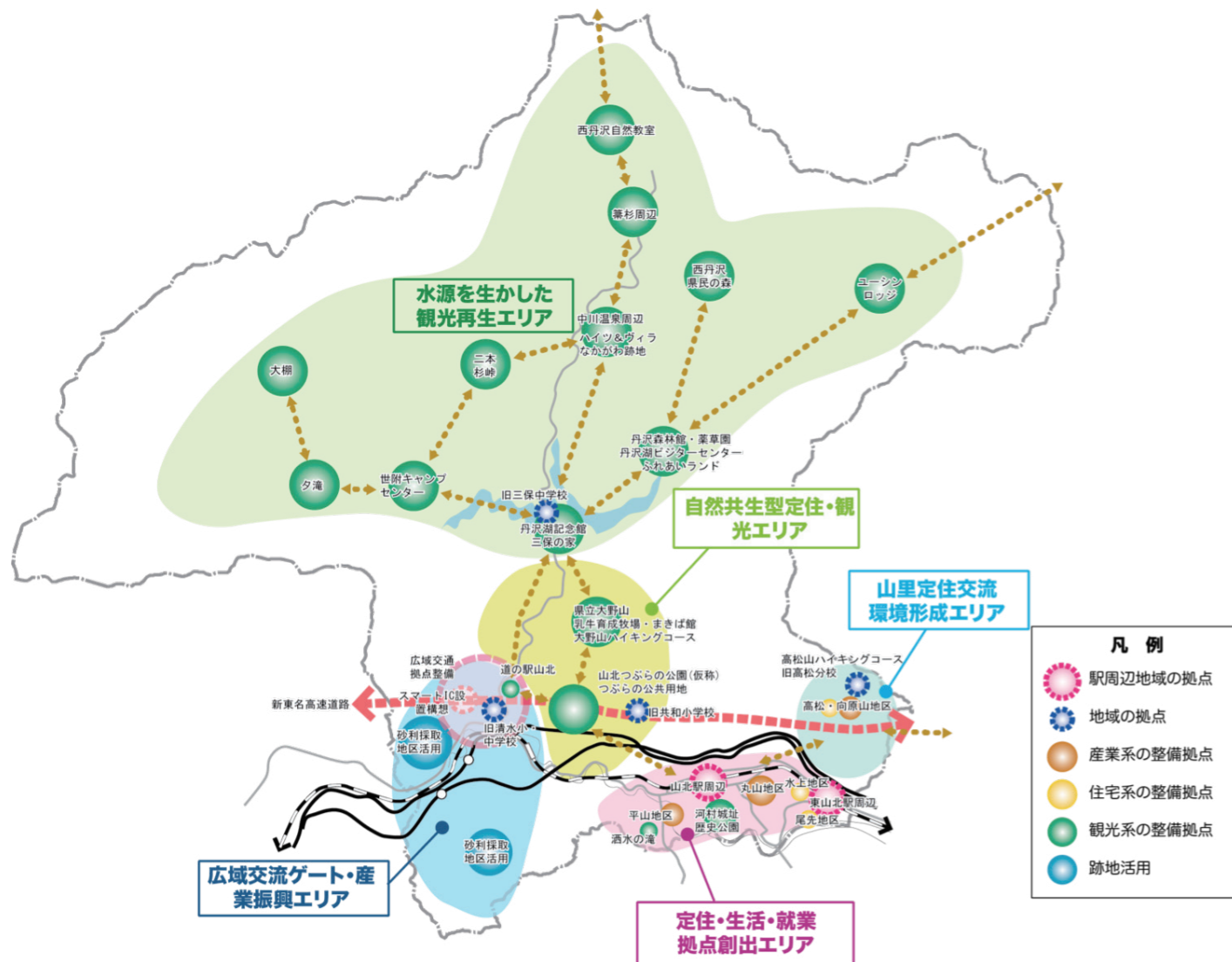
主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
つぶらの公共用地の整備推進	○	○	○	○	○
既存観光施設の利活用の推進	○	○	○	○	○
共和小学校跡地活用の推進	○	○	○	○	○

6 水源を生かした観光再生エリアの整備

- ◆ 三保地区は山北町の観光資源が豊富なエリアですが、近年の観光入込客の減少を踏まえ、改めて山北町の観光拠点としての再生を図るため、既存観光施設やハイツ&ヴィラなかがわ跡地・中学校跡地の利活用を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の整備推進	○	○	○	○	○
既存観光施設の利活用の推進	○	○	○	○	○
三保中学校跡地活用の推進	○	○	○	○	○

■土地利用基本構想図(案)



第5節 利便性の高い交通基盤の整備

第1項 公共交通機関の充実

◎基本方針

通勤や通学、観光レクリエーション客など、誰もが利用しやすく、誰にもやさしい公共交通ネットワークの強化・充実と、駅周辺の整備を関係機関と連携しながら推進します。

◎現状と課題・必要性

- 公共交通機関としては、御殿場線と富士急湘南バスが運行されているほか、生活交通確保対策として町内循環バスを運行しています。また、新たな試みとして清水、三保地区で福祉タクシーの試行運行を行い、共和地区では地域に住む町民が自主的に福祉バスの運行を行い、通学や通院など多目的に利用されています。
- 路線バスは国庫補助制度を活用し、路線の維持に努めていますが、平成19年から新松田駅・山北駅線を中心に数回の減便が行われました。
- 御殿場線は、運行本数が少ないことなどから利用者が減少しつつありますが、輸送力を増強し、特にICカードを利用できるよう各方面に陳情や要望活動を引き続き実施する必要があります。
- 町民アンケートにおいても依然として交通の利便性の向上が重要な施策として求められており、利用しやすい駅・駅周辺の整備や路線バスの維持・町内循環バスの運行などによる、地域交通の利便性の向上のための取り組みを関係機関と連携しながら進めていく必要があります。



◎ 施策と事業



1 公共交通網の整備

- ◆御殿場線の増便やICカード導入を鉄道事業者や関係機関に要請するなど、利用者の利便性向上に向けた取り組みを進めます。
- ◆路線バス機能の維持拡充をバス事業者や関係機関に引き続き働きかけを行います。
- ◆路線バスでは十分な対応ができない地域は町内循環バスを運行し、運行エリアやダイヤの充実を図ります。
- ◆清水、三保、高松地区の公共交通空白地域対策として、新たな交通手段の確保を図ります。
- ◆地域主導で運行している共和福祉バスの運行を支援します。
- ◆東名高速バス停留所周辺に駐車場等を整備し、利用者の利便性向上を図ります。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
御殿場線沿線活性化事業の推進	○	○	○	○	○
町内循環バスの運行	○	○	○	○	○
福祉タクシーの運行	○	○	○	○	○
共和福祉バスの運行支援	○	○	○	○	○
高速バス停留所周辺の環境整備の推進	○	○	○	○	○

2 駅及び駅周辺の整備

- ◆駅員無配置の山北駅に切符販売スタッフを配置するとともに、山北町の紹介コーナー等を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを進めます。
- ◆三保ダム、丹沢湖、中川温泉への玄関口としての谷峨駅周辺を整備します。
- ◆東山北駅利用者の利便性向上を図るため、駅前広場や公衆トイレの整備を検討します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
山北駅駅舎活用事業の実施	○	○	○	○	○
東山北駅前広場整備の推進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
町内循環バス利用者数	人	40,000	44,000

第2項 幹線道路の整備

◎ 基本方針



高速道路網やインターチェンジの整備をはじめ、広域交流圏の形成を踏まえた東西・南北方向の幹線道路の整備を促進し、産業などの日常的な諸活動の広域化や観光などの交流を支える交通基盤の強化を目指します。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆東名高速道路の渋滞解消のために計画された新東名高速道路は、平成18年に事業実施が決定され、新たな仕組みのなかで平成32年の完成を目指しています。これに伴い、山砂利採取跡地を活用した新東名高速道路山北スマートインターチェンジの実現化に向けて調査研究を進めています。
- ◆広域交流圏の形成を踏まえ、東西及び南北方向の幹線道路ネットワークの形成を目指し、高速道路や国道、県道の整備を促進する必要があります。

新東名高速道路の概要

路線名		第二東海自動車道 横浜名古屋線
御殿場線沿線活性	道路規格	第1種第2級(暫定形)
	設計速度	100km/h(暫定形)
	車線数	4車線(暫定形)
	最小曲線半径	3,500m
	最急縦断勾配	2%
通過自治体		山北町
		10.8km
本線延長内訳(比率)	土工延長	2.2km(20%)
	橋梁延長	6.6km(61%)
	トンネル延長	2.0km(19%)
	合計	10.8km(100%)
開通予定年度		平成32年度

資料:都市整備課

◎ 施策と事業



1 高速道路の整備促進・インターチェンジの設置

- ◆ 東名高速道路の交通渋滞の解消や防災機能を備えた新東名高速道路の整備を促進します。
- ◆ 新東名高速道路山北スマートインターチェンジ設置の実現化に向けた調査研究を進めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
新東名高速道路の整備促進	○	○	○	○	○
新東名高速道路山北スマートインターチェンジの整備推進	○	○	○	○	○

2 県道の整備促進

- ◆ 主要地方道 74 号（小田原山北線）の狭あい部分の改良による機能の向上を促進します。
- ◆ 主要地方道 76 号（山北藤野線）の狭あい部分の改良と未整備区間の整備を促進します。
- ◆ 一般県道 721 号（東山北停車場線）の整備を促進します。また、一部町道になっている部分の県道への移管に努めます。
- ◆ 酒匂川左岸道路の整備を促進し、松田町の町道と接続し回遊性を高めます。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
小田原山北線の整備促進（県）	○	○	○	○	○
山北藤野線の整備促進（県）	○	○	○	○	○
東山北停車場線の整備促進（県）	○	○	○	○	○
酒匂川左岸道路の整備促進（県）	○	○	○	○	○

3 広域幹線道路等の整備促進

- ◆ 富士・箱根・伊豆（SKY）交流圏を形成する幹線道路の整備を促進します。
- ◆ 県域を越えた広域幹線道路の整備を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
広域幹線道路整備の促進	○	○	○	○	○

第3項 生活道路の整備

◎ 基本方針



安全で安心な通行と土地の有効利用を促進するため、地域の特性に応じた生活道路として、町道や農道、林道の整備を計画的に推進します。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 身近な道路である町道は狭あいな場所が多く、自動車の大型化や交通量も増加していることから、安全に通行できるよう計画的な改良整備と維持修繕を進めていますが、さらに土地の有効利用の促進などに配慮し、道路網の整備を計画的に推進していく必要があります。
- ◆ 老朽化する道路橋に対応した橋梁の長寿命化計画による耐震に配慮した修繕工事や計画的な整備を進め、地域の道路網の安全性・信頼性を確保していく必要があります。
- ◆ 山間地域の集落では、農道及び林道も生活道路の役割を担っていることから、その整備をさらに充実していく必要があります。



◎ 施策と事業



1 町道の整備

- ◆ 老朽化した既存道路の改良整備を行います。
- ◆ 土地の有効活用を促す計画的な道路整備を行います。
- ◆ 橋梁の長寿命化計画による耐震に配慮した整備をします。
- ◆ 新東名高速道路工事用道路の建設を促進します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
橋梁長寿命化修繕工事	○	○	○	○	○
堀込上野下線改良工事		○	○	○	○
ぐみの木松原先線改良工事 (酒匂川左岸道路含む)		○	○	○	○
水上2号線改良工事			○	○	○
松原先1号線改良工事			○	○	○
(仮称) 松原先4号線改良工事				○	○
共和清水線 (湯触・用沢間) 改良工事				○	○
(仮称) 原耕地14号線新設工事				○	○
畑・湯の沢線改良工事					○

2 農林道の整備

- ◆ 農林道を整備します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
農道新設工事		○	○	○	○
農道橋梁点検事業	○	○	○	○	○
農道橋耐震対策事業	○	○	○	○	○
林道の整備の促進	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
橋梁長寿命化工事	橋	1	18

第4項 道路環境の整備

◎ 基本方針



誰にでもやさしい安全で快適な道路環境の整備に向けて、ユニバーサルデザインの視点に立って、狭あい道路や歩道の段差の解消などに取り組むとともに、自然と親しめる散策道の整備やサイン計画*を推進します。

◎ 現状と課題・必要性



◆ 町民の日常生活や災害時に支障をきたすことのないよう、地域の状況に応じて緊急車両の通行などに配慮した幅員の確保や歩道の段差解消などを進めていますが、さらにユニバーサルデザインの視点に立って、誰にでもやさしい安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。

◎ 施策と事業



1 安全、快適な道路環境の整備

- ◆ 緊急車両の通行等に支障がある狭あい道路を整備します。
- ◆ 歩車道分離や歩道の段差解消など、高齢者や障がいのある方も安心して利用できる道路環境の整備を実施します。
- ◆ 沿道の植栽や道路景観のデザイン化などによる快適な道路環境の整備を行います。
- ◆ 安全、快適な道路環境を保つため、道路パトロールを実施します。

主な事業	実施予定期間				
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
狭あい道路の拡幅整備	○	○	○	○	○

◎ 指標



指標	単位	現状値(H24)	目標値(H30)
定期道路パトロールの実施回数	回	24	30

*サイン計画：文字の標記・色彩・デザインなどを統一し、わかりやすく快適な環境づくりをすること。

